

令和7年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画（案）

市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方

鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）を対象とした令和7年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く住民の意見を求めるためパブリックコメントを実施しましたので、その結果についてお知らせします。

1 意見募集の方法

- （1）募集期間：令和7年2月7日（金）から2月28日（金）まで
- （2）応募方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子メール又は鳥取市公式ウェブサイト
- （3）閲覧場所：本市公式ホームページでのダウンロードのほか、本庁舎総合案内所、各総合支所の窓口及び鳥取県東部圏域各町役場窓口

2 意見募集の結果

意見総数：3件（1名及び1団体）

3 主な意見の要旨と意見に対する市の考え方

第3 監視指導の内容		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
2	今年、新潟市でボツリヌス菌による食中毒が発生した。発生頻度は低いものの深刻な健康被害をもたらす可能性があるため事業者及び消費者に対して予防策を啓発してほしい。	ご意見のとおりボツリヌス菌による食中毒は深刻な健康被害に至る可能性がある危険な食中毒と認識しております。ボツリヌス菌を含め、全国で発生する様々な食中毒の発生状況を鑑み、事業者への監視指導や消費者への啓発などを行っていききたいと思います。
5	機能性表示食品等による健康被害が発生した際には、消費者への情報公開と県民への注意喚起について迅速な対応を願う。	機能性表示食品等による健康被害については、事業者からの届出の対応として、必要に応じて国や県などの関係機関と連携しながら情報収集や発生原因の調査を行うこととし、健康被害拡大の防止に努めます。
第5 情報提供及び意見交換に関する事項		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	子供から大人まで楽しみながら学ぶイベントを開催し、食中毒予防対策の意識の醸成を図ってはどうか。	当市では、講習会等の他、SNS、イベントなど様々な方法で消費者のみなさまとのリスクコミュニケーションを図っているところです。特にイベントは、消費者のみなさまと直接ふれあえる貴重な機会ですので、消費者との情報及び意見交換の実施の内容にイベント実施について追記したいと思います。